

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所一関支部 執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ, ヌ) 第〇〇号	物件番号 〇 〇 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所一関支部執行官室(☎0191-21-8001)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 25 日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 14 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 21 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所一関支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 11 月 18 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所一関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 一関市東山町長坂字柴宿 |
| | 地 番 | 1 6 番 3 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 4 . 6 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 一関市東山町長坂字柴宿 1 6 番地 3 9 |
| | 家屋 番号 | 1 6 番 3 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 0 4 . 6 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月31日

盛岡地方裁判所一関支部

裁判所書記官 佐 藤 宏 幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|------------------------|
| 1 | 所 在 | 一関市東山町長坂字柴宿 |
| | 地 番 | 1 6 番 3 9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 4 . 6 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 一関市東山町長坂字柴宿 1 6 番地 3 9 |
| | 家屋 番号 | 1 6 番 3 9 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 1 0 4 . 6 9 平方メートル |



令和8年(ケ)第7号
令和8年4月28日受理
令和8年6月9日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所 一関支部
執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 一関市東山町長坂字柴宿 |
| | 地 | 番 | 16番39 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 254.62平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 一関市東山町長坂字柴宿 16番地39 |
| | 家屋番号 | | 16番39 |
| | 種 | 類 | 居宅 |
| | 構 | 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 | 面 | 積 |
| | | | 104.69平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	住居表示：未実施	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（ ） ☐	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（A） ☐ その他の者（ ） 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（A） ☐ その他の者（ ） 上記の者が本建物を 住居 として使用し占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件 1 土地関係

- 1 本土地は、物件 2 建物の敷地として利用されている。
- 2 公図上、本土地は北東側から南東側にかけて一関市所有の公衆用道路（7 番 2）に接面している。現況では、本土地の北東側が幅員約 4.0 メートルの市道柴宿団地南 1 2 号線に、南東側が幅員約 4.0 メートルの市道柴宿団地南 1 1 号線にそれぞれ接面している。
- 3 本土地は、市道柴宿団地南 1 1 号線より等高から約 1.0 メートル高い位置にある。

■ 物件 2 建物関係

- 1 A の陳述及び建物内の状況から、A が住居として、本建物を使用し占有しているものと認められる。
- 2 本建物内で犬を 5 匹飼育している。
- 3 本建物は、ペットのものと推測される糞等が各室に散乱しており、床フローリングには表面シートの剥離が複数箇所認められたことから、建物内の衛生状態は不良であると認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	私は、物件 1、2 の所有者です。私が住居として使用しています。 室内で犬を 5 匹飼育しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月28日(火)	執行官室	市道調査 (FAX)
令和8年5月1日(金)	執行官室	登記関係資料申請 (郵送)
令和8年5月1日(金)	執行官室	課税関連資料申請 (郵送)
令和8年5月29日(金)	執行官室	期日通知 (郵送)
令和8年6月6日(土) 11:00~11:30	物件所在地	A立会の上、物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

威力の行使の可能性があった為、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

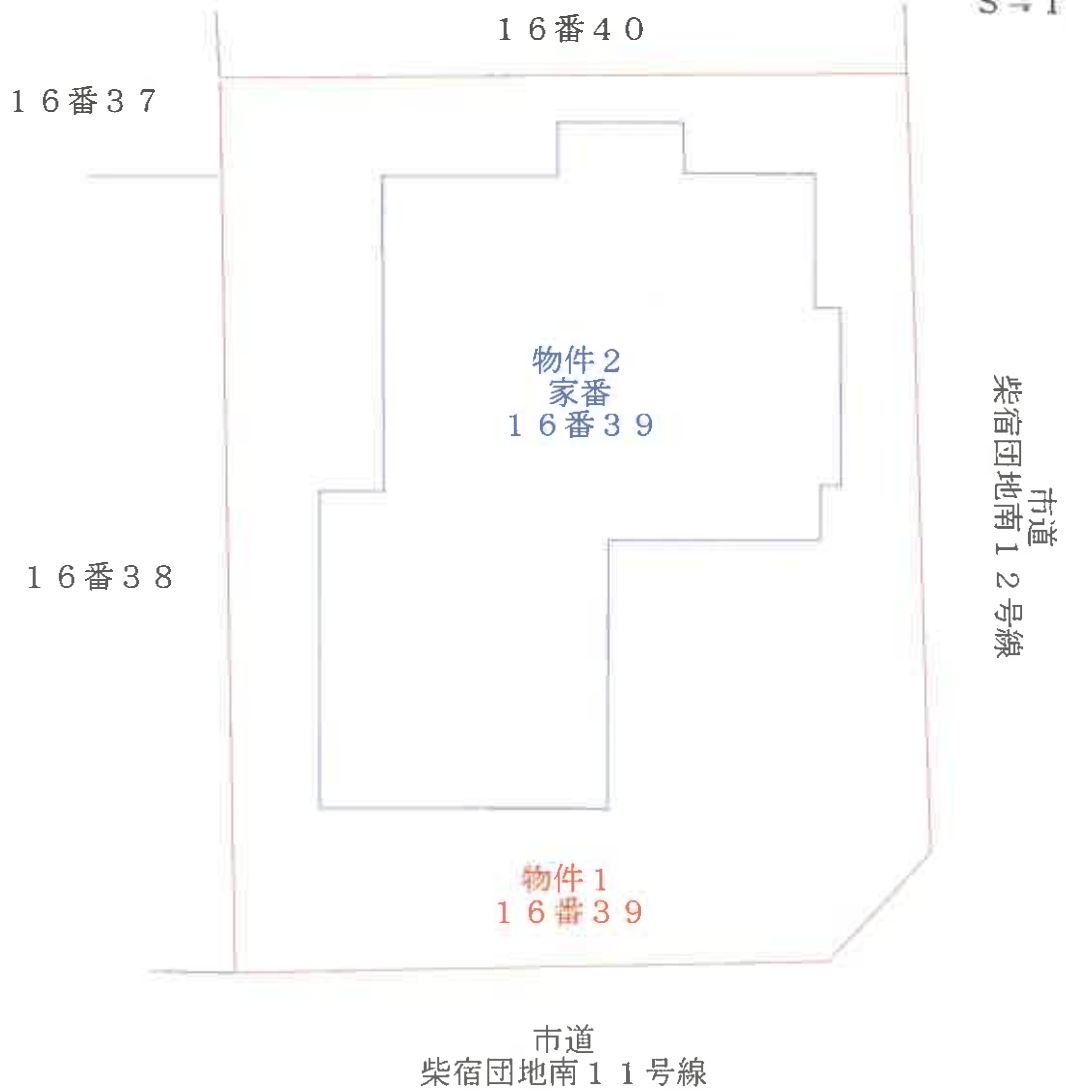
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

令和8年（ケ）第7号
土地建物位置関係図



S ≒ 1 / 150

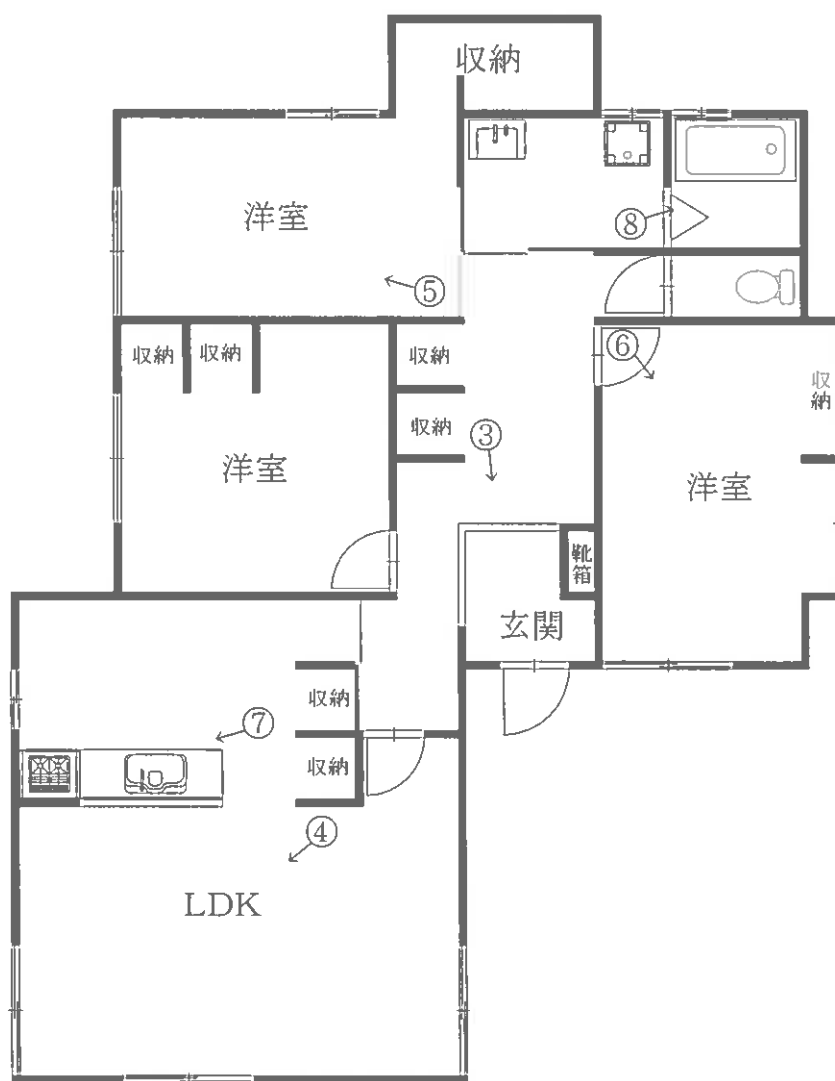


②

①

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。
(8 枚目)

$S \doteq 1/100$



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
 (9 枚目)

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



令和8年（ケ）第7号
令和8年6月6日 現地調査
令和8年6月30日 評価

盛岡地方裁判所 一関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

畠 山 順

第1 評価額

一括価格	
物件 1 ・ 2	金 770,000円
内 訳 価 格	
物件 1 (土 地)	金 530,000円
物件 2 (建 物)	金 240,000円

- ① 一括価格は、一括売却(民事執行法第61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1 (土地)	所 在	一関市東山町長坂字柴宿	特記事項欄参照
	地 番	16番39	
	地 目	宅地	
	地 積	254.62㎡	
	所 有 者	A	
2 (建物)	所 在	一関市東山町長坂字柴宿 16番地39	同 左
	家 屋 番 号	16番39	
	種 類	居宅	
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
	床 面 積	104.69㎡	
	所 有 者	A	
番 号	特 記 事 項		
1	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR大船渡線「柴宿」駅		南西方	約	400 m
	最寄バス停「柴宿駅前」			約	320 m
	一関市役所東山支所			約	2.2 km
	スーパーマルエ			約	200 m
	一関市立東山小学校			約	950 m
(以上道路距離)					
付 近 の 状 況	対象物件が存する地域は、一関市北東部郊外の東山町に存し、中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域である。				
主な公法上の規制等	都 市 計 画 区 分		非線引都市計画区域		
	用 途 地 域		第1種中高層住居専用地域		
	建 ぺ い 率		60%		
	容 積 率		200%（基準容積率160%）		
	防 火 規 制		なし		
	そ の 他 の 規 制		なし		
画 地 条 件	地 積	254.62㎡			
	間 口	約18.0m（北東側間口）			
	奥 行	約14.3m			
	形 状	ほぼ長方形			
	接 道 状 況	角地			
	地 勢	概ね平坦			
接 面 道 路 の 状 況	物件1土地は、①の道路にほぼ等高に、②の道路に等高～約1.0m高く、それぞれ接面している。 ①北東側幅員約4.0m舗装市道「柴宿団地南12号線（建築基準法第42条第1項第1号道路）」 ②南東側幅員約4.0m舗装市道「柴宿団地南11号線（建築基準法第42条第1項第1号道路）」				
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1土地は、物件2建物の敷地となっており、土地所有者Aが建物を所有し、占有している（「現況調査報告書」参照）。				
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり			
	下 水 道	あり			
	ガ ス 配 管	なし			
	(注)	「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいい、「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。			

特 記 事 項	対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載)	昭和47年12月7日 新築
	経 過 年 数	約53.5年
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数	0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	亜鉛メッキ銅板葺
	外 壁	金属系サイディングボード等
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング、ビニールクロス等
	設 備	電気設備、給排水設備、給湯設備等
	そ の 他	特になし
	(注)	建物に付属する各種設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床 面 積 (現 況)	延床面積	104.69㎡
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	別紙「建物間取図」のとおり
品 等	中品等	
保 守 管 理 の 状 態	極めて劣る	
建 物 の 利 用 状 況	建物所有者Aが、物件2建物を住居として使用し、占有している(「現況調査報告書」参照)。	
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	
	物件2建物は、昭和47年12月の新築後、昭和63年8月及び年月日不詳等による複数回の増築、令和3年以降に施工されたものと推測されるリフォーム等を経て、現在に至っている。	
	物件2建物内では、犬5匹が飼育されている(「現況調査報告書」参照)。	
	物件2建物内では、飼育されているペットのものと推測される糞等が各室に散乱しており、床フローリングには複数箇所において表面シートの剥離が認められることから、建物内は劣悪な衛生状態となっている(「現況調査報告書」参照)。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	10,300	105.6%	254.62	100.0%	2,770,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査・一関-18

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価調査価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 10,400\text{円/㎡} & \times & 100.0 & / & 100 & \times & 100 & / & 103.0 \times & 100 & / & 97.9 & \div & 10,300\text{円/㎡} \end{array}$$

・ 時点修正 : 地価調査価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

・ 標準化補正 : 格差率(相乗積) +3.0%

条件項目	格差率	内 訳	条件項目	格差率	内 訳
街路条件	±0.0	格差なし	画地条件 (相乗積)	+3.0	方位(南)+3
交通接近条件	±0.0	格差なし	行政的条件	±0.0	格差なし
環境条件	±0.0	格差なし	その他の条件	±0.0	格差なし

・ 地域格差 : 格差率(相乗積) -2.1%

条件項目	格差率	内 訳	条件項目	格差率	内 訳
街路条件	+2.0	幅員+2	環境条件	±0.0	格差なし
交通接近条件	-4.0	最寄駅接近性 -4	行政的条件	±0.0	格差なし
			その他の条件	±0.0	格差なし

イ 個別格差 : 格差率(相乗積) +5.6%

条件項目	格差率	内 訳	条件項目	格差率	内 訳
街路条件	±0.0	格差なし	画地条件 (相乗積)	+5.6	方位(南東)+2.5 角地+3
交通接近条件	±0.0	格差なし	行政的条件	±0.0	格差なし
環境条件	±0.0	格差なし	その他の条件	±0.0	格差なし

ウ 地 積 : 公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率 : 特にないものと判断した。

② 物件2(建物)

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 の 価 格 (円) エ(ア×イ×ウ)
2	120,000	104.69	3.5%	440,000

ウ 現 価 率 : 耐用年数に基づく方法(定額法)と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

<主である建物>

耐用年数に基づく方法(定額法) : 経済的耐用年数30年、経過年数53.5年、経済的残存耐用年数0年、残価率5%により、下記のとおり査定した。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{残価率} & & & \text{経済的残存耐用年数} & & \text{経済的耐用年数} & \\ 5\% & + & (1 - 5\%) & \times & (0\text{年} & / & 30\text{年}) = 5.0\% \end{array}$$

観 察 減 価 法 : 建物の老朽化の程度、保守管理の状況等を勘案して、減価率20%と査定した。

以上により現価率を下記のとおり査定した。

$$\begin{array}{ccccc} & \text{定額法} & & \text{観察減価法} & \\ \diamond \text{現価率} : & 5.0\% & \times & (1 - 30\%) & = 3.5\% \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ウ(ア×イ)
1	2,770,000	20% 法定地上権	550,000

イ 土地利用権等割合 : 最先順位抵当権設定時の土地建物の所有関係等をも考慮のうえ、土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 20% と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等 価格の加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,770,000	-550,000		40%	60%	530,000
2	440,000	550,000	100%	40%	60%	240,000
一括価格 (合計)						770,000

ウ 占有減価修正 : 特に必要ないものと判断した。

エ 市場性修正 : リフォームが施されているものの、耐用年数が経過した建物であることから建物の骨格部分については老朽化・陳腐化等の懸念があり、ペットの糞等が各室に散乱するなど建物内部の状態及び維持管理の状態等を考慮し、周辺の市場動向等を勘案して査定した。

オ 競売市場性修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

【地価調査基準地・一関－18】

所 在	一関市東山町長坂字柴宿7番56	
価 格 時 点	令和7年7月1日	
価 格	10,400円/㎡	
地 積	296㎡	
地 域 の 概 要	中規模一般住宅が立ち並ぶ区画整然とした住宅地域	
接 面 道 路	南側幅員6.0m舗装市道	
供 給 処 理 施 設	上水道・下水道	
位 置	JR大船渡線「柴宿」駅の北西方760m	
用 途 指 定 等	非線引都市計画区域・第1種中高層住居専用地域	
	指定建ぺい率	60%
	指定容積率	200%

第7 附属資料の表示

- 1 位置図(国土地理院発行地形図を加工して作成)
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図
- 6 仮名一覧表

以 上

位置図



位置図



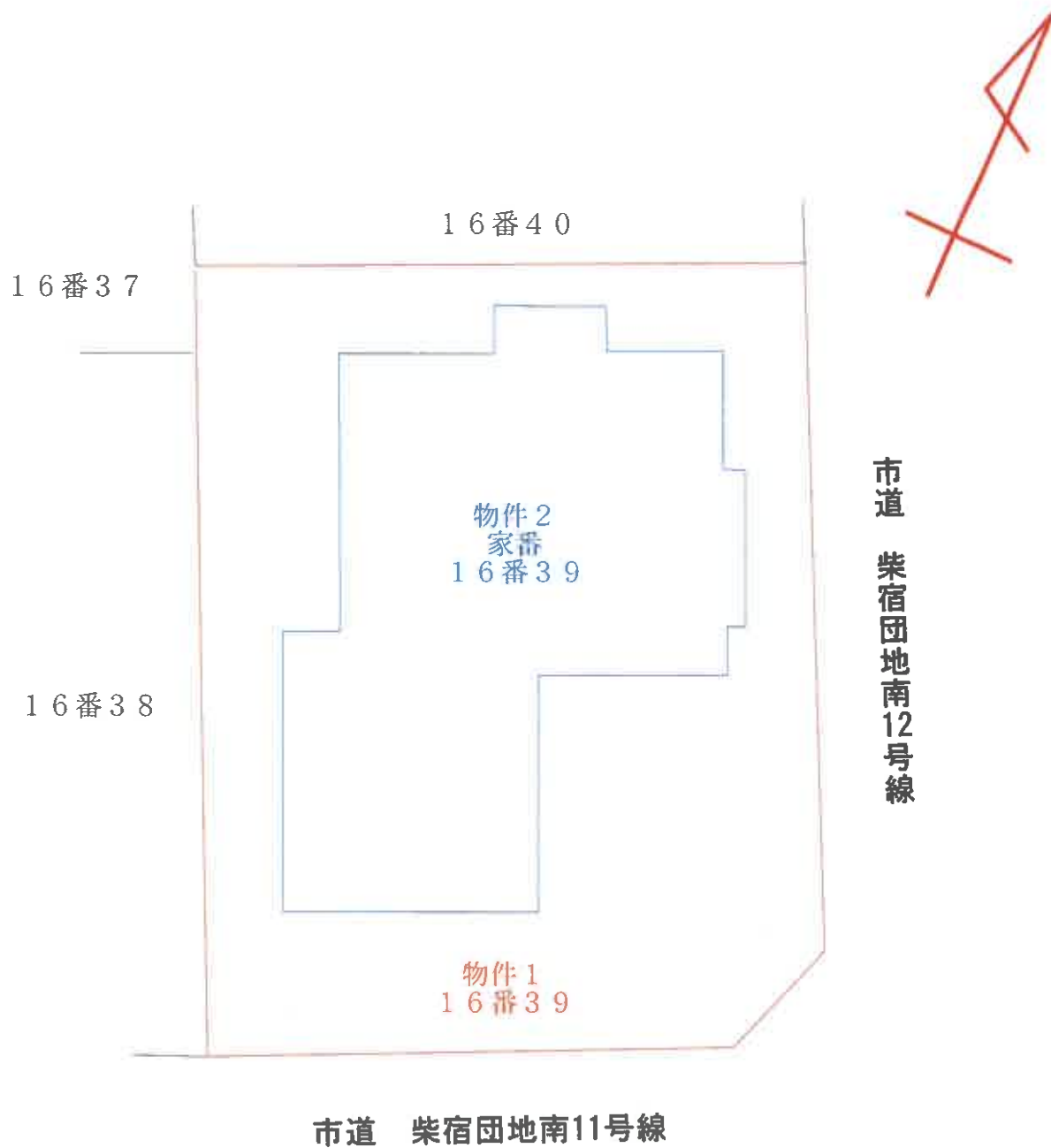
公 図 写



縮尺：1/1,000

土地建物位置関係図

令和8年(ケ)第7号

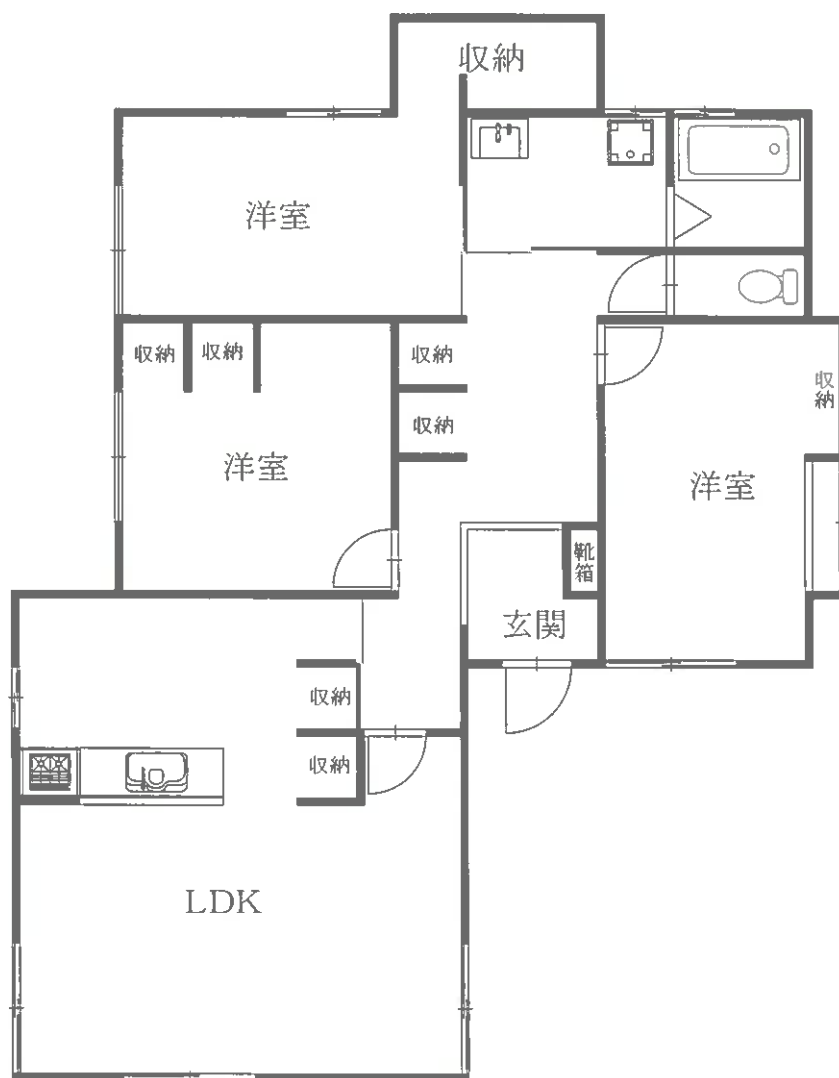


※ 土地の形状、建物の位置等は、概測による便宜的な表示である。

縮尺：1/150

建物間取図

令和8年(ケ)第7号



※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

縮尺：1/100